

富山県国際健康プラザ利用料金の減免基準

- 1 次の各号のいずれかに該当する者が健康スタジアムを利用する場合は、利用料金（一般（個人）の1回利用料金に限る。）の全部を免除するものとする。
 - (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設に入所し、又は通所している者
 - (2) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第19条の規定により介護給付費等の支給決定を受け、同法第5条第1項に規定する障害福祉サービス（同法第28条第1項第4号、第5号及び第8号並びに同条第2項第1号から第3号までに掲げるものに限る。）を利用している障害者又は障害児
 - (3) 障害者自立支援法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた同法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第5条第1項に規定する身体障害者更生援護施設に入所し、又は通所している者
 - (4) 障害者自立支援法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた同法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第5条第1項に規定する知的障害者援護施設に入所し、又は通所している者
 - (5) 障害者自立支援法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた同法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第50条第1項に規定する精神障害者社会復帰施設に入所し、又は通所している者
 - (6) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
 - (7) 療育手帳制度について（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づき療育手帳の交付を受けている者
 - (8) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- 2 富山県が発行する第4子以上誕生お祝いパスポートの発行を受けている者及びその家族（パスポート裏面に氏名の記載がある者に限る。）が健康スタジアムを利用する場合は、利用料金（一般（個人）の1回利用料金に限る。）の全部を免除するものとする。
- 3 第1項の規定による利用料金の免除は、第1号から第5号の場合にあっては利用料金免除申請書（様式1）の提出により、第6号から第8号の場合にあっては身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の確認により行うものとする。第2項の規定による利用料金の免除は、第4子以上誕生お祝いパスポートの確認により行うものとする。

様式 1

富山県国際健康プラザ利用料金免除申請書

令和 年 月 日

殿

団体名
所在地
代表者名
連絡先

次のとおり、利用料金の免除を受けたいので申請します。

利用日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分			
引率責任者 氏 名		利 用 人 員	一般（高校生以上）	小・中学生
			人	人
			合 計 人	
利用施設	健 康 ス タ ジ ア ム			
免除する額	(この欄は記入しないこと) 円			